

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第50回 芦屋市入札監視委員会
日時	令和7年1月31日(金) 15:00～16:30
場所	南館4階 電子会議室
出席者	委員長 安原 徹 委員 坂本 幸子 委員 中川 みち子 事務局 岡崎総務部長 足立都市政策部参事(都市基盤担当部長) 白井契約検査課長 石濱道路・公園課長 吉泉都市基盤室主幹(維持施設担当課長) 契約検査課職員
事務局	総務部総務室契約検査課
会議の公開	☐ 公開 ☒ 非公開 ☐ 一部公開 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞ 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

① 随意契約における契約の過程について

2 提出資料

資料(1) 調査事案関係書類(写し)

第50回芦屋市入札監視委員会 議事概要

(1) 随意契約における契約の過程について（芦屋市道路公園施設包括管理業務委託）

（質疑・意見）業務を委託すること自体に手続き上の問題はないと考えてよいのでしょうか。

（事務局）国土交通省においても、「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」が示されておりまして、本市では、まず、建物の包括管理業務を先行して実施しておりますが、インフラ関係としては、公園や道路についても、順次導入している状況です。業務の発注にあたっては、先進市の事例も参考としながら、仕様書を作成しております。

（質疑・意見）選定委員会の委員構成はどのようなになっていますか。

（事務局）副市長、技監、部長級職員の計5名となります。

（質疑・意見）指定管理者制度とは異なるものなのですか。

（事務局）指定管理は、利用による料金収入等がある公の施設について、その事業運営を行うものとなります。

（質疑・意見）指定管理の場合は、外部有識者が選定するのですか。

（事務局）指定管理については、附属機関条例に定める、指定管理者選定評価委員会が選定を行います。業務委託では、市職員で構成する業者選定委員会が契約の相手方を決定することとなっており、提案方式による業務委託の場合も同様ではありますが、評価については、業者選定委員会が別に設置する専門委員会が行っています。

（質疑・意見）市職員のみで評価を行っているのですか。

（事務局）本業務では、市職員の5名で評価を行っております。委員には所管課以外の職員も含めていただきますので、様々な視点により適正に評価を行っていると考えています。

（質疑・意見）市の道路公園事業経験者の活用ということが提案されていますが、評価には考慮されたのでしょうか。

（事務局）これまで市が行っていた業務を委託することとなりますので、提案者としては、ノウハウを有する行政経験者を活用することが、円滑な業務の実施につながると考えたものと思われませんが、特に市から求めているものではありません。

（質疑・意見）履行保証力として、自己資本比率25%以上を評価の指標とされていますが、どのように確認されたのでしょうか。

（事務局）貸借対照表の提出を求めており、これにより自己資本比率を確認しています。

（質疑・意見）経営の安定性を視点とするなら、流動負債と流動資産や売上と借入の比率などにも着目します。また、損益計算書でも状況は確認できますが、特に債務不履行に陥るような懸念は現時点では見出せません。

（質疑・意見）支払いは何回かに分けて行うのですか。

（事務局）仕様書では四半期ごとの支払いとしていますが、協議によって決めることもできます。また、前払金の設定もあります。

（質疑・意見）契約候補者の代表企業は、市が発注する業務等の請負実績はあるのですか。

(事務局) 当課が所管する包括管理業務としては、街路樹等と道路公園施設の２業務がありますが、そのうちの道路公園施設を履行中です。

(質疑・意見) 提出を求めている資料のうち、不備・不足などはあったのでしょうか。

(事務局) 協力企業として、再委託を予定する場合は、その一覧表と企業毎の協力表明書を添付することとしていますが、契約候補者については、受託者となった場合には市内企業に協力要請を行うとされていたため、提案時には添付がされておりました。一方、候補者とならなかった応募者からは、受託を予定する市内企業の協力表明書が添付されており、ここが大きな違いとなっております。なお、提案にあたっての質問受付期間において、「受託すれば市内業者への協力依頼を行う予定だが、現時点で協力表明書は必要か」との質問がありましたが、市からは「協力表明書等については、現時点で予定している場合において提出を求めているため、本業務受託後に協力企業として加えることは問題ない。」との回答を公表しています。

(質疑・意見) 協力表明が、法的な責務を伴わないのであれば、両者に大きな差異はないように感じるのですが、但し、市内企業の活用を評価項目とする中で、評価点が妥当なのかどうか。

(事務局) 市としても、市内企業を積極的に活用していただきたいとの考えから、提案内容評価のうち、市内企業の活用については、配点割合を高く設定しています。ですので、市内をはじめ多くの協力表明書を得ている提案内容のほうが、現実性があるという部分においては評価が高くなっていますが、それだけではなく、技術力やノウハウの向上、市内企業育成など、様々な視点で評価を行っています。

(質疑・意見) 定量的なものだけではなく、定性的情報も考慮されるべきでしょうし、市内業者の活用に関しては、協力表明書の添付を必須とするものではない旨を市から回答していること。また、評価はそれのみをもって行っているものではない。ということからすると、評価に問題があるとは言えないと考えます。

(質疑・意見) 協力企業が定まっていないことで、実施体制に問題はないのでしょうか。

(事務局) 実施体制については、協力企業が定まっているということだけではなく、いかに業務をマネジメントしていくのかという点を評価しています。提出書類、ヒアリングを通して、契約候補者のほうがより具体性の高い提案であったと評価されています。

(質疑・意見) ヒアリングはどの評価項目が対象なのでしょうか。

(事務局) 提案内容評価の項目全てが対象です。１次審査では書面による評価を行い、２次審査では更にヒアリングにより提案内容を確認の上、評価を行います。

(質疑・意見) 契約候補者が現在履行中の業務については、市内企業の協力が得られているのですね。その中で、なにかトラブルなどは発生しているのでしょうか。

(事務局) 特にそのような状況は認識していません。

(質疑・意見) 協力企業は未定とのことですが、見込はあるのでしょうか。

(事務局) 契約候補者から市内企業へ協力を呼び掛けている状況です。

(質疑・意見) 見積金額が高い契約候補者のほうが、結果として評価点が高いことについて、ま

ず、評価に関しては、価格とともにその他の定性情報も加味した結果であることから、問題はないと考えますが、財政的な支障などはないのでしょうか。

（事務局）契約候補者からは、予め市が仕様書で設定した上限額の範囲内で見積金額が提示されています。

（質疑・意見）契約不履行等が生じる恐れや、またその対処はどのようにされるのですか。

（事務局）その点への対応としては、定期的にモニタリングにより業務の履行状況等を確認することとしており、必要があれば改善指導を行います。それでもなお、改善されない場合は契約解除の措置を講じることもあります。

（質疑・意見）その他、質疑・意見はございませんか。それでは、当委員会において調査した結果、特に不適切な評価や手続きは認められませんでしたので、本業務の契約の適正に関し、特段の問題点は見出せなかったとの結論でよろしいでしょうか。

（異議なし）